

令和6年度ふじのくにNPO活動支援センター運営業務委託
企画提案募集に関する質問への回答

	質問	回答
1	<p>『別発注業務の概要』について 令和6年2月15日（水曜日）14:00～ 15:55に開催された令和5年度第2回目の 「静岡県パートナーシップ委員会」の配 布資料が公開されています。 https://www.npo- fujinokuni.jp/info_prefecture/r5_2ps/ その配布資料2から、別発注事業「NP Oにおける女性人材等活躍支援業務」の 予算が予想されます。この資料から、当 業務は3事業から構成されることになっ ています。『別発注業務の概要』にはその 一部についてしか記載されていません が、記載されているものだけを想定すれ ばいいですか？ （記載書類名：仕様書（案） ページ： 3）</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

<p>『受託者が異なる場合の「実施内容B」について、別発注業務の受託者との効果的な協力体制（内容、方法、頻度等）※具体的に記載すること』とありますが、別受託者の数も具体的な企画も、そしてそれを実施するにあたり別受託者たちがどのような協力体制を求めるのか不明な段階で、どこまで具体的な記載がもとめられるのでしょうか？</p> <p>FNCの業務範囲 FNCの業務範囲内（NPO相談、中間支援機能等）で、求められた協力には当然応じるべきものです。FNCに対する協力内容の決定、要請の主体はあくまで別発注業務受託者たちです。過去の別発注業務事例（FNC業務とは別発注されたNPO関連事業や調査事業）からみても、別発注業務はFNC運営業務とは独立した別事業であり、受託者たちの企画遂行のためにFNCとどのような協力体制が必要なのかを明確にしてから、県とFNCを交えて実現可能性を調整していくのが手順だと考えます。FNCの協力を必要としない受託者も当然あるでしょう。</p> <p>（記載書類名：仕様書（案） ページ：3）</p>	<p>別発注業務について、現時点で仕様書を示すことはできませんが、業務の内容に「ふじのくにNPO活動支援センター運営業務委託との連携」を含める予定です。従って、本業務と受託者が異なる場合、別発注業務の受託者側でも協力体制を設けることが必要となります。</p> <p>実際の協力内容の詳細は、受託者同士及び発注者の県との協議によって決めていくものと考えますが、本業務の企画提案においては、企画提案の応募時点で想定する協力体制について具体的に記載してください。その際、少なくとも、協力体制における人員配置、共有する情報等の内容、協力（情報交換等）する頻度の目安は記載してください。</p>
--	--